

生徒指導規程

福山市立常金丸小学校

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、本校学校教育目標「立志・貢献・郷土愛」を達成するために、児童が主体的に考え、自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定める。

第2章 学校生活に関すること

（登下校）

第2条 登下校は、児童の安全を第一に考え、交通ルールやマナーを守って行動する。

- （1）登校班で登校することを基本とする。
- （2）通学路を通る。
- （3）始業時刻の前に登校する。
- （4）登校したら、校外に出ない。

（友達関係）

第3条 友達を大切にし、協力して活動する。

- （1）いじめをしない。どうしたら仲良くできるか考える。
- （2）呼び捨てをせず、相手を大切にしたり呼び方をする。

（授業規律）

第4条 授業に主体的に取り組み、他と協働して学習する。

- （1）他の教室で学習している友達を尊重し、自分の学習場所で積極的に学習する。
- （2）自分の考えを進んで発表する。
- （3）パソコンは、先生の許可や指示があった時だけ使う。

（服装・履き物・帽子）

第5条 学校の学習活動の際は、通学服を着用する。次に示すことを基本とする。

LGBTQ+等については配慮する。

（1）通学服

- ① 男子児童…規定の紺色上着・白のカッターシャツかポロシャツを着用する。
規定の半ズボンを着用する。左胸に名札を付ける。
- ② 女子児童…規定の紺色上着・白のブラウスカポロシャツを着用する。
規定のスカートを着用する。左胸に名札を付ける。
- ③ 上着の下に紺色のベスト、セーターは、季節に応じてまた、体調に合わせて着用する。
- ④ 規定の長ズボンは、体調に合わせて着用する。
- ⑤ 通学服の下に体操服を着用しない。

（2）靴下

- ① 白、黒、紺色のものを着用する。
- ② タイツ（黒）は、体調に合わせて着用する。

（3）通学帽子

- ① 黄色の安全帽（校章つき）をかぶる。

（4）通学靴

- ① 白の運動靴（ひも・マジックテープでもよい）
- ② 雨天時は長靴を着用しても良い。
- ③ 上履きは（学校用）白シューズを使用する。

（5）体操服

- ① 規定の半そでシャツとハーフパンツ、赤白帽を着用する。
- ② 規定の長袖シャツは、体調に合わせて着用する。
- ③ 規定の通学用の長ズボンは、体調に合わせて着用する。

(頭髪)

第6条 頭髪は、学習しやすく、華美にならないものとする。

(1) 男子児童…横やうしろの生え際は短くし、前髪は目にかからない長さとする。

横は、耳にかからない程度の長さとする。

(2) 女子児童…前髪は目にかからない長さとし、後ろ髪は襟がかくれぬ程度とする。

長い髪の方は、結ぶこと。ゴムは、飾りのついてないものがよい。

(持ち物)

第7条 学習する場に必要なものを持参する。

(1) 不要なお金や貴重品を持ってこない。

(2) スマホ・携帯電話を持ってこない。

(3) 水筒は年間を通して持って来ても良い。

(その他)

第8条 学校の建物や器物を大切に扱う。

第3章 校外生活に関すること

(校外生活)

第9条 学校から帰ってからも安全に気を付け行動する。

(1) 暗くなる前に家に帰る。次の時間を参考にする。

① 4月から9月は、18時までに家に帰る。

② 10月から3月は、17時までに家に帰る。

(2) 外出するときは行き先・目的・帰宅時間を家族に告げる。

(3) 子どもだけで校区外へ出かけない。

(4) 自転車の安全な乗り方や交通ルールを守る。

① ブレーキの故障がないなどの点検と整備を確実にを行う。

② サドルやハンドルの高さが体に合ったものを使用する。

③ 左側を走り、飛び出しをしない。

④ ヘルメットを着用する。

(5) 危険な遊びをしない。

① 火遊びをしない。

② 子どもだけで川遊びをしない。

第4章 特別な指導に関すること

(目的と指導対象行為)

第10条 体も心も健康に学校生活を送るため、法令等に違反するような行為があった場合や教育上必要であると判断した場合は、保護者と連携のもと特別な指導を行う。

(指導内容)

第12条 特別な指導とは反省指導であり、説諭、個別指導、奉仕貢献活動等が考えられる。

附則

第1条 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

一部改訂：令和2年11月20日 ， 令和4年3月25日 ， 令和5年3月30日

第2条 この規定は、年度初め、及び、改正後速やかに、児童・保護者・職員に周知する。